

会議の実施日時	令和4年8月26日（金） 令和4年度 第1回（Web開催）
報告事項1 「広島県の定量的な基準」の適用について	
【説明概要】（事務局） ○令和4年7月29日に開催された広島県医療審議会保健医療計画部会で協議された「広島県の定量的な基準」の適用について報告 ○令和4年度における対応案としては、昨年度と同様に病床機能報告において参考とする場合は、令和3年6月のデータにより現行のしきい値を活用することとする。 ○医療機関によっては引き続きコロナ感染症の影響を大きく受けていると考えられることから、各医療機関の自主的な判断によるものとする。 ○県では、平成30年に医療資源投入量から各医療機関の機能別病床のデータ分析を行っている。コロナの影響がいつまで続くかわからないという現状なので、同様の手法によりデータ分析を行い、会議資料として提供することを考えている。	
【質疑・意見】 なし	
報告事項2 外来医療の機能の明確化・連携について	
【説明概要】（事務局） ○患者が外来医療の情報を十分に得られてない、一部の医療機関に外来患者が集中し、待ち時間や勤務医、医師の負担の課題が生じている。また、人口減少や高齢化、外来機能の高度化が進む中、かかりつけ医の機能の強化とともに外来機能の明確化、連携を進めていく必要がある。 ○医療機関は、外来機能報告により、医療資源を重点的に活用する外来の実施状況、紹介、逆紹介の状況、移行の有無、紹介受診重点医療機関なるかどうかの意向の有無などを報告する。地域医療構想調整会議では、基準を満たした医療機関について、意向を確認しながら協議を行っていく。協議が整った医療機関を、県が公表するという流れである。医療資源を重点的に活用する外来を、地域で基幹的に担う医療機関（紹介受診重点医療機関）を明確化する。国は患者の流れを、かかりつけ医と紹介受診重点医療機関で紹介・逆紹介を円滑にすることで外来患者の待ち時間の短縮や勤務医の外来負担の軽減に繋がりたいと考えている。 ○今年度のスケジュールは、9月頃、医療機関に依頼し、10月から11月頃に報告をいただく。その結果を12月に取りまとめて、1月から3月の間に協議が整った紹介受診重点医療機関を今年度中に公表することになるため、1月から3月の間には地域医療構想調整会議を、1回は開催する必要がある。	
【質疑・意見】 （委員長） この度、外来機能報告が、新たにスタートするが、基本的には病床機能報告と一体的な報告を行うということになる。報告時期はこの9月以降としているので、このデータをどう活かしていくかが調整会議での論点となる。	
報告事項3 その他	
【説明概要】（事務局） 【資料5】令和3年度病床機能報告の状況（確定値） ○平成28年度から令和3年度までの病床機能報告による機能別病床数について広島県全体分をグラフ化したもので、急性期については徐々に減少傾向、回復期は増加傾向である。 ○福山・府中圏域については、他の圏域に比べると比較的順調に進んでいる。 【資料6】令和3年度病床機能報告における「地域急性期病棟」について ○令和元年度に策定したもので、回復期病棟であっても救急医療を提供している病棟、病床機能報告で救急管理加算の実績がある病棟を回復期であっても地域急性期として位置付	

け、県のHPで公表している。

○この圏域では、福山市の山陽病院が該当する。

【資料7】「令和3年度基金の執行状況について」

○医療機関の地域医療構想に係る基金については大きく2種類あるが、2種類目の病床機能再編支援事業は過剰となっている病床機能の病床を削減した場合、稼働率に応じて支給されるもので、本圏域では、令和3年度に藤井病院が対象となっている。

協議事項 地域医療構想の進め方について

【説明概要】（事務局）

【資料9-1】「地域医療構想の進め方」について

- 2022年度及び2023年度において、地域医療構想に係る民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを行う。
- 公立病院については、総務省が作成したガイドラインを踏まえ、病院ごとに「公立病院経営強化プラン」を具体的対応方針として策定した上で、地域医療構想調整会議で議論する。
- 地域医療構想調整会議の運営は、感染防止対策の徹底と医療従事者の負担に配慮することが求められており、オンライン開催などにより、必要な協議を十分に行ってくださいとある。
- 新たに地域医療構想の進捗状況を定期的に公表することになる。今年度は9月と来年3月末時点における検討状況を厚生労働省に報告するとともに、県のHPで公表されることになる。
- 総務省から3月29日に通知された公立病院経営強化ガイドラインの概要において、現状や感染拡大時における公立病院の果たす役割、医師の時間外労働規制への対応などから、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、限られた医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという視点をもって、公立病院の経営を強化していく必要があるとされている。
- プランの策定期間は、今年度又は令和5年度。期間は、策定年度又はその次年度から令和9年度を標準としている。プランの内容は、資料のとおりである。

【資料9-2】地域医療構想の進め方について（広島県）

- 県の方針については、令和4年度から5年度において、令和7年度の地域医療構想の最終年度を見据えて、全ての医療機関において、対応方針の策定や検証・見直しの議論を進めるとともに、各医療機関の役割分担や持つべき医療機能・病床数について、議論を進めていく必要があるとされている。
- 国はプラン策定に係る新たなひな型は提示していないため、平成29年に国が作成したプランを基に、県で参考様式が作成された。この様式を参考に、病院・有床診療所へプラン策定をお願いすることになる。また、現状把握を行うため、ヒアリングを行うことが求められている。
- 地域医療構想調整会議などの検討の場を活用し、圏域の役割分担・連携を協議していくことが求められている。
- 民間の医療機関については、県の参考様式を参考に作成するか、簡略化したひな型のどちらかを選択して作成していただくことになる。有床診療所は、簡略化したひな型で作成していただきたい。
- 圏域の調整会議やヒアリング等により、プラン策定を依頼し、令和5年度中に調整会議で議論することが求められている。

【資料9-3】圏域での地域医療構想の進め方について

- 本圏域では、アンケート調査と、DPCデータ等の提供を依頼している。アンケート調査等と併せ、ヒアリング調査を12月までに実施したい。これらのデータの分析を、地域医療構想アドバイザーに委託して、現状や課題を整理し、第2回地域医療構想調整会議で報告する。年度末には、講演会を開催する予定としているが、これらを受けて、各医療機関にはプラン策定に着手していただきたい。

【質疑・意見】

（委員長）

ヒアリング調査についてかなり病院名が挙がっているが、全部訪問するのか。

（事務局）

コロナ禍で大変な時期ではあると思うが、計画策定の依頼を含め、ヒアリングという形でお伺いさせていただきたいと思っている。

【資料 10】 外来医療計画に基づく医療機器の共同利用計画について

- 医療機器の共同利用を促す仕組みを構築するため、令和元年度、広島県保健医療計画の一部として外来医療計画が策定されたが、令和2年4月以降に対象となる医療機器を購入・更新する場合は、医療機器の共同利用に係る計画を作成し、地域医療構想調整会議において確認することとされている。
- 今年度は、これまでに2医療機関から医療機器の共同利用計画書の提出があったが、小島病院は、CTで、共同利用方法は、患者の受入、画像情報の提供、神石高原町立病院も、CTで、共同利用方法は、同じく患者の受入、画像情報及び画像診断情報の提供の提供である。

【質疑・意見】

なし